



- 目次 A【お知らせ】 最近の法改正等の情報
: 第9次改正 食品表示基準
- B【シリーズ】 食品表示案内 第19講 第1～第4段
: 業務用生鮮食品の表示について
- C【コラム】 ちょっと深く、考える
: 添加物不使用表示について
- D【コーナー】 各種検定対策: 景品表示法の設問を解く

【最近の法改正等のお知らせ】 最近の気になる改正等の情報

- ◆第9次改正 食品表示基準の一部を改正する内閣府令(内閣府令第21号)
令和4年3月30日
主たる改正内容:栄養成分及び熱量の測定及び算出の方法、ビタミンKの高い旨の基準値の変更、遺伝子組換え対象農産物の追加
完全適用:公布の日から施行(令和4年3月30日)されました。
- ◆また、上記改正に合わせて、同日に、
いわゆる基準通知「食品表示基準について」が第25次改正されました。
また、基準Q&Aも第13次改正されました。

■食品表示基準

- ①8訂日本食品標準成分表の変更に伴い、脂質、クロム、セレン、ヨウ素の測定法の追加
- ②ビタミンKの高い旨の表示の基準値の変更(30 μ g \Rightarrow 15 μ g)
- ③遺伝子組換え「からしな」の安全性審査が通り、国内流通が見込まれることから、対象農産物に「からしな」が追加。
- ④従来育種により生産可能となったことにより、高オレイン酸遺伝子組換え大豆の「高オレイン酸」が削除。

消費者庁HPの情報から作成

※ 解説はPage 1-2 (会員) で記載しています。

《加工食品》

第19講 業務用生鮮食品

第1段 業務用生鮮食品の定義

表示基準において、業務用生鮮食品とは「生鮮食品のうち、加工食品の原材料となるものをいう。」と定義されています。すなわち加工食品メーカーや外食レストラン等で製造・加工される加工食品の原材料として納品される農産物、畜産物、水産物のことです。

従って、業務用生鮮食品を原材料として利用する加工食品メーカーが安全安心を担保できる情報の提供をする必要があります。このような観点から、表示義務の項目が定められています。

第2段 義務表示の内容

名称と原産地の他、**別紙資料注1)**に記載してある放射線照射に関する事項、乳児用規格適用食品である旨の2項目と、個別食品で安全に関する表示が必要とされる10品目が表示義務の対象になっています。

農産物の原産地は一般用の場合は都道府県が基本ですが、業務用の場合、水産物も含めて国産品の場合は**国産である旨**の表示をすることができます。加工食品の原料原産地表示は国別重量順表示ですので、国別の情報で十分だからです。また、納品先の一般用加工食品の重量割合上位1位の原材料に当該業務用生鮮食品が該当しない場合は納品先において原産地の情報は必要ないことから、原産地の表示を省略できます（表示基準第24条第2,3項）。

内容量につきましては、業者間取引であっても計量法の義務は適用されます。従って精米、豆類、食肉、冷凍貝柱・えび、洗いごまの5つの特定商品は密封の包装がされた場合は表示義務が生じます。

別表第24の個別の13の食品において安全に資するもの以外は表示不要です。精米・しいたけ・水産物の食品と生の食肉の注意喚起を除き、10食品は個別表示が課せられています。

※続きはPage 2-2～5（会員）で記載しています。

■ 食品表示基準Q&Aについて<第13次改正>により、「別添 食品添加物の不使用表示に関するガイドライン」の新設が告示されました。(令和4年3月30日 消食表第130号)

新設のガイドラインでは、従来の食品表示基準第9条では表示すべき事項の内容と矛盾する用語や内容物を誤認させるような文字等を禁止してはいるものの、その解釈を示す「無添加」等の表示方法を示す食品表示基準Q&Aが曖昧であり、網羅的ではないでないため、表示禁止事項に当たるか否かのメルクマールとなるよう、新たに策定されたものです。

10の類型

類型1:単なる無添加表示 類型2:人工・合成・化学・天然の表示
類型3:使用不可の添加物表示 類型4:同一・類似機能の添加物表示
類型5:同一・類似機能の原材料表示 類型6:健康・安全の表示
類型7:健康・安全以外の表示 類型8:予期しない添加物の表示
類型9:加工助剤・キャリーオーバーの食品への表示
類型10:過度の強調表示

※ 解説はPage 3-2~3 (会員) で記載しています。

消費者庁HP食品表示に関するお知らせから抜粋

■ 2018年度 消費生活相談員資格試験の景品表示法の設問を解く

18. 次の文章のうち、下線部がすべて正しい場合は○を、下線部のうち誤っている箇所がある場合は、誤っている箇所(1カ所)の記号を解答用紙の解答欄に記入(マーク)しなさい。※誤っている箇所がある場合は、1カ所である。

- ④ 内閣総理大臣は、事業者による広告表示が景品表示法の㉞優良誤認表示に該当するか否かを判断するために必要があると認めるときは、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を当該事業者を求めることができる。当該事業者が当該資料を提出しないときは、内閣総理大臣は、㉠同法上の不当表示とみなし、措置命令を行うことができる。このような規制は、一般に、不実証広告規制と呼ばれ、特定商取引法に基づく㉡不実告知や誇大広告等に該当するか否かを判断するため必要がある場合にも採用されている。
- ⑤ 内閣総理大臣は、景品表示法に違反する優良誤認表示又は有利誤認表示を行った事業者に対し、㉞その行為の差止め又はその行為が再び行われることを防止するために必要な措置を命ずることができる。また、当該事業者に対し、原則として、㉠課徴金の納付を命じなければならない。景品表示法に違反する景品類の提供を行った事業者に対して、㉡課徴金の納付を命ずることはできない。
- ⑥ 製造業者が表示・包装した商品を小売業者が仕入れて一般消費者に販売する場合において、商品の表示に景品表示法上の不当表示があったときは、表示規制の対象は㉞製造業者である。小売業者が自己の判断に基づいて作成したチラシが不当表示となった場合、㉠小売業者は規制対象となる。不当な表示であることについて、当該小売業者に㉡故意又は過失があることは要しない。

※ 解説はPage 4-2 (会員) で記載しています。

A Guide to Food Labelling, Kou

(編集後記) 年会員の会費で当HPが運用されています。年会員限定のサービスを希望される方は、お手数ですがお問い合わせフォームから、年会員(月にコーヒー1杯の価格相当分です)の登録をお願いいたします。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

会員の皆様には実務に役立つ定期機関紙をお送りしております。また、法令等の実務上のご質問も承ります。また、日頃の疑問点の判断資料として当コンサルをご利用くだされば幸甚です。実務上で困った時のご相談もお待ちしております。

2022年(令和4年)も実務に役立つ基本となる情報を発信してまいります。また、各種検定に役立つ問題の解説コーナーを新たに設けました。引き続きご覧くだされば幸甚です。

月刊 こう食品法令 【2022年 4月号】

私は、この時から、どんな事があっても、怒らないこと、そして、こごとを言ったりしないことを決めた。みんなが、いつでも気持ちよくしているためには、小言は邪魔になると思ったからである。(須川邦彦「無人島に生きる16人」)

著作権法によりこう食品法令の事前の許可なしに複製・引用等の使用は禁止されています。